

地域共生社会の実現に向けた、改正社会福祉法（平成30年4月1日施行）の概要

1 「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民及びその世帯が抱える複合的な生活課題について、地域住民や関係機関の相互協力が円滑に行われる体制及び課題解決のための支援が関係機関との連携等により包括的に提供される体制を目指す旨を明記。

2 市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備。
- 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制。
- 関係機関等が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制。

3 地域福祉計画の充実

市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項を定める。

社会福祉改正の背景

～複合的な課題，制度の狭間，社会的孤立～

「8050問題」

- ・介護が必要な高齢者と同居している50代の息子は，無職で長年引きこもっている...

「ダブルケア」

- ・家族介護者の娘は子育て中であり，介護と子育ての板挟みで手いっぱいになっている...

セルフネグレクト

- ・ごみ屋敷で何度訪問しても支援拒否が続いている...

制度の狭間

- ・若年性認知症で，既存の介護サービスには適合しない，地域に居場所もない...

家族形態の変化

核家族化，晩婚化，
未婚率の上昇

雇用形態の変化

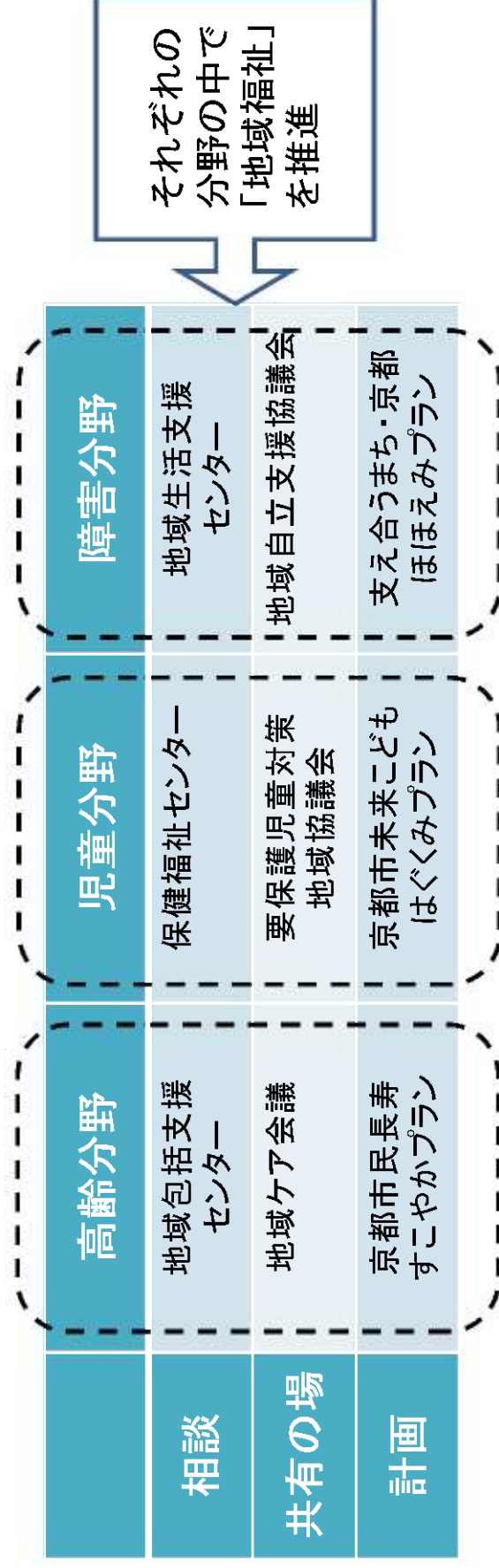
非正規雇用の増大，
生活困窮

地域住民同士の 人間関係の希薄化

生活上の大きな負担や悩みを抱えながらも，適切な支援につながらないまま，地域で孤立してしまう世帯への支援が大きな課題になっている。

社会福祉法改正の背景 ～福祉サービスの現状～

- ・高齢，児童，障害等の各分野において，サービスの内容や種類が拡充されるとともに，
- ・相談を受け止め，支援へとつなぎ，課題を共有して，計画的に推進する体制は整えられてきた。



⇒今後においては，分野ごとの「縦系」だけでなく，分野を横断した「横系」を通すことで，「全世代全対象型」の地域包括支援体制の構築が求められている。

＝「我が事・丸ごと」の地域共生社会

社会福祉法改正の背景 ～「我が事・丸ごと」「地域共生社会」～

身近な圏域での
我が事・丸ごと

地域住民の主体的な課題解決力を強化し、相談支援に関わる関係機関と連携して課題を抱える方を発見し、解決を試みる仕組みをつくる。

包括的相談支援
体制の構築

地域で解決できない課題は、相談支援に関わる関係機関が分野を横断して連携し、丸ごと受け止める仕組みをつくる。

地域共生社会とは

- ◆ 制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

改正社会福祉法（抄）

○ 改正社会福祉法第4条（地域福祉の推進）

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

○ 改正社会福祉法第5条（福祉サービスの提供の原則）

（福祉サービスの提供の原則）

第5条 社会福祉を目的とする事業を営む者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、地域福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようその事業の実施に努めなければならない。

○ 改正社会福祉法第6条

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

第6条（略）

2 国及び地方公共団体は、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならない。

○ 改正社会福祉法第 106 条の 2（地域子育て支援拠点事業等を経営する者の責務）

（地域子育て支援拠点事業等を経営する者の責務）

第 106 条の 2 社会福祉を目的とする事業を経営する者のうち、次に掲げる事業を行うもの（市町村の委託を受けてこれらの事業を行う者を含む。）は、当該事業を行うに当たり自らがその解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握したときは、当該地域生活課題を抱える地域住民の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を勘案し、支援関係機関による支援の必要性を検討するよう努めるとともに、必要があると認めるときは、支援関係機関に対し、当該地域生活課題の解決に資する支援を求めるよう努めなければならない。

- 一 児童福祉法第六条の三第六項に規定する地域子育て支援拠点事業又は同法第十条の二に規定する拠点において同条に規定する支援を行う事業
- 二 母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第二十二条第一項に規定する母子健康包括支援センターを経営する事業
- 三 介護保険法第百十五条の四十五第二項第一号に掲げる事業
- 四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業
- 五 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第五十九条第一号に掲げる事業

○ 改正社会福祉法第 106 条の 3（包括的な支援体制の整備）

（包括的な支援体制の整備）

第 106 条の 3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
 - 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
 - 三 生活困窮者自立支援法第二条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業
- 2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

○ 改正社会福祉法第 107 条（市町村地域福祉計画）

（市町村地域福祉計画）

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。